

全 社 協

Action Report

第 166 号

2020（令和2）年4月1日

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**
Japan National Council of Social Welfare
(全社協 ぜんしゃきょう)

総務部広報室 z-koho@shakyo.or.jp

TEL03-3581-4657 FAX03-3581-7854

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

全社協 福祉ビジョン2020
ともに生きる豊かな地域社会をめざして

福祉のお仕事



特集

→ 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う諸課題への取り組み

Topics

- 福祉人材センター機能の充実・強化をめざし計画的な取り組みを開始
～ 福祉人材センターの活動指針策定
- 災害時福祉支援のあり方等について協議
～ 都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会
- 「保育所版第三者評価基準」「高齢者福祉サービス版第三者評価基準」
「障害者・児福祉サービス版第三者評価基準」改定案をとりまとめ
～ 福祉サービスの質の向上推進委員会 常任委員会
- 「地域での支えあい – 障害理解への第一歩 –」
～ 障連協、パンフレットを作成
- 福祉現場への ICT 導入とは「組織運営のあり方と仕事のやり方を変えること」
～ 全国経営協「ICT 活用勉強会」の開催
- 全社協 人事異動

社会保障・福祉政策情報

全社協の新刊図書・月刊誌

特集

● 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う諸課題への取り組み

WHO(世界保健機関)が世界的大流行であると判断している新型コロナウイルス感染症は、世界各国で大きな影響を及ぼしています。わが国においては、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(3月28日)のもと、爆発的な感染拡大を防ぐため、小中高校の休校、不要不急の外出の自粛要請等、さまざまな対応が図られています。

一方で、こうした小中高校等の臨時休業に伴う子どもたちの生活支援や、急な収入減少により生計維持が困難な人びとへの支援、高齢者、障害者、児童等各分野の福祉サービスの提供の継続等が重要な議題になっており、全国の福祉関係者が非常に厳しい状況の中でもその取り組みを続けています。

本特集では、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うさまざまな課題への対応状況について紹介します。

● 「令和2年度補正予算策定に向けた緊急要望」を提出

全社協および政策委員会は、3月27日に「令和2年度補正予算策定に向けた緊急要望」を厚生労働省に提出しました。

要望書は、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により、臨時休業を余儀なくされたり、マスクや消毒薬等の衛生用品を購入するための経費負担増大、各種イベントの自粛による障害のある利用者の就労機会喪失等、平成21年の新型インフルエンザを超える甚大な影響が生じていることを受けてとりまとめたものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに問題が生じる社会福祉施設・事業所に対し、継続して地域において必要な福祉サービスを提供できるよう、公費による損失補填を要請するものです。

なお、全社協および政策委員会では、3月19日にも「社会福祉施設・事業所における新型コロナウイルス感染症への対応にかかる緊急要望」を厚生労働省に提出しており、そのなかでは福祉施設、福祉サービス利用者の安心した生活とともに、従事者の労働環境の確保について継続的に要望活動を実施しています。

3月19日、27日付要望書はこちら

URL…<http://zseisaku.net/action/demand/>

● 新型コロナウイルス感染症によるホームヘルパー業務への影響等について(緊急アンケート集計結果)

全国ホームヘルパー協議会(神谷 洋美 会長)は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う訪問介護業務や事業所への影響を把握するとともに、通所介護事業所が休業した際に訪問介護等による対応を厚生労働省が求めていることを踏まえ、今後、必要となる対応等を検討することを目的に、緊急のアンケート調査を実施しました。

このたび、その調査結果をとりまとめ、今後の対応に向け厚生労働省に情報提供を行いました。

緊急アンケートでは、衛生用品(マスク、消毒用アルコール液、グローブ(介護用手袋))等の保有状況、通所介護事業の利用停止や休業による訪問介護サービスの利用状況、国に要望したい事項等を尋ねました。

衛生用品の保有状況では、介護用マスクと消毒用アルコール液がすでになくなっていると回答した事業所が複数あり、とくに介護用マスクの入手が極めて困難になっている状況がみられました。また、自治体から衛生用品等の提供を受けたと回答した事業所は全体の2割程度に留まりました。

通所介護等利用者の発熱による利用停止や通所介護事業所の休業に伴い、訪問介護サービスの提供の依頼があったとの回答は全体の1割程度でした。今後、これらの利用者に対応するため、感染防止対策のために必要となる経費に対する財政支援などを求める回答が寄せられました。

また、介護現場では人材不足が常態化しており、緊急に対応が必要なケースでは、法人内の他事業所の職員であって必要な資格を有しない場合でも訪問介護サービスを提供できるように基準緩和を求める回答が寄せられました。

新型コロナウイルス感染症感染の拡大による職員への影響については、約1割の事業所で学校の一斉休校により出勤できなくなった職員が発生し、約2割の事業所で勤務シフトを変えるなどの対応が必要になったと回答しています。

本会では、引き続き政策委員会をはじめ、各種別協議会等の構成組織とともに、福祉サービス利用者の安心とともに、福祉施設・事業所の事業継続、職員の労働環境の確保に向けた取り組みを行っていくこととしています。

緊急アンケート集計結果はこちら

URL…https://www.shakyo.or.jp/ActionReport/ActionReport_v166-0401_homehelper-research.pdf

● 緊急小口貸付等の特例貸付を実施しています

3月10日に政府が定めた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」(令和2年3月10日)においては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯の資金需要に対応するための施策として、都道府県社協を実施主体とする生活福祉資金貸付制度における特例貸付が盛り込まれました。

これを受け、3月25日から全国の市区町村社会福祉協議会において受付を開始し、3月31日までに全国で9,948件の申し込みを受け付けました(速報値)。今回の特例貸付の詳細は下記のとおりですが、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大するとともに、貸付上限額の引き上げ、償還開始までの期間(据置期間)の延長、さらには無利子、保証人なしといった要件上の緩和を行い、緊急小口資金および総合支援資金を貸し付けることとしています。

主に休業された方向け(緊急小口資金)
赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

<p>■対象者</p> <p>新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。 ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。</p> <p>■貸付上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内 <p>※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。</p>	<p>■据置期間</p> <p>1年以内</p> <p>※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。</p> <p>■償還期限</p> <p>2年以内</p> <p>※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。</p> <p>■貸付利子・保証人</p> <p>無利子・不要</p> <p>■申込先</p> <p>市区町村社会福祉協議会</p>
--	--

主に失業された方等向け(総合支援資金)
※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

<p>■対象者</p> <p>新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</p> <p>※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。 ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。</p> <p>■貸付上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(二人以上) 月20万円以内 ・(単身) 月15万円以内 <p>貸付期間：原則3月以内</p> <p>注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。</p>	<p>■据置期間</p> <p>1年以内</p> <p>※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。</p> <p>■償還期限</p> <p>10年以内</p> <p>■貸付利子・保証人</p> <p>無利子・不要</p> <p>※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。</p> <p>■申込先</p> <p>市区町村社会福祉協議会</p>
--	--

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

● 全社協における新型コロナウイルス感染症への対応について

全社協においては、この間、政府「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(2月25日決定)等を踏まえた対応を行ってきていますが、感染者数の拡大、東京都による外出自粛・在宅勤務等の要請を踏まえ、3月30日以後の取り扱いを以下のとおりとしました。

1. 在宅勤務の導入

- 職員の感染リスク低減および東京都による在宅勤務の要請等を踏まえ、3月30日(月)より2週間、本会事務局職員の出勤は概ね半数とし、残る半数は在宅での勤務とする。
- この措置は、当面4月10日(金)までとし、状況により延長を検討する。

2. 4月中の会議、研修会の中止・延期

- 4月中に開催予定としていた会議、研修会については、原則として中止もしくは延期とする(種別協議会等も含む)。中央福祉学院(ロフォス湘南)実施の各種研修は延期とする。
- 開催せざるを得ない会議は、出席者への手洗いの推奨、消毒薬の設置、マスク配布等とともに、出席者間の座席距離、換気等に十分留意のうえ実施する。交流会・懇親会は実施しない。

3. 新規採用職員等の着任時期の後ろ倒し

- 新規採用職員(嘱託職員含む)の研修開始、および全国の社協・福祉施設からの出向職員の着任時期を4月15日とする。

4. 職員の健康管理の強化

- 職員においては、毎日の検温等を通じ、体調管理に十分留意する。

5. その他既存措置の継続

- 本会職員において感染もしくは感染が疑われる症状が生じた場合の対応、また小中高校の休校に伴う子育て中の職員への配慮等について継続する。

Topics

● 福祉人材センター機能の充実・強化をめざし計画的な取り組みを開始 ～ 福祉人材センターの活動指針策定

福祉人材不足が深刻さを増すなか、中央福祉人材センターでは、「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」(以下、指針)を策定しました(概要図参照)。

指針は、福祉人材センターが社会福祉協議会としての強みを発揮しつつ、どのように福祉人材確保に取り組んでいくべきかという方向性を整理したものです。本指針によって、全国の福祉人材センターが福祉人材確保に関わる課題と取り組むべき方向性を共有するとともに、それぞれのセンターにおいて機能の充実・強化に向けた取り組みを計画的に進めていくことをめざしています。

本指針に基づく取り組みは、令和2年度から11年度までの10年間とされていますが、令和2年度から4年度までの3年間、指針に基づき、それぞれのセンターの実情に応じて選択した課題について3年後の目標を掲げ、計画的に取り組んでいくこととしています。

「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」の概要

目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉人材センターは、創設以来四半世紀の間、福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取り組みを進めてきたが、福祉人材の恒常的な不足というこの難局において、新たな決意をもって福祉人材確保に取り組んでいく必要がある。 ○ 「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」を策定し、福祉人材確保に関わる課題と方向性を全国の福祉人材センターが共有し、機能の充実・強化に向けて取り組むこととする。 ○ 具体的な取り組みにあたっては、地域の実情を踏まえて課題と目標を設定する。この取り組みを通じて、多様な関係者との連携・協働による福祉人材確保対策の推進し、福祉人材センターの認知度や実績の更なる向上をめざす。
期間	○ 令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間(中間年等に見直しを行う。)
<h3 style="margin: 0;">3つの方向性 ～社協らしさと強みの発揮～</h3>	
社協らしさとセンターの強みの発揮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉協議会のネットワークを基盤に、さらなる関係者の参画を要請し、活動実態をめぐす ■ 社会福祉協議会全体で総合的に福祉人材確保に取り組む視点を持つ ■ 地域福祉の観点から、地域共生社会を支える多様な人材の確保・養成に取り組む ■ 課題を抱えた一人ひとりに寄り添う
関係者の連携・協働による取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉人材確保を目的としたプラットフォームを設置し、情報共有・協議、具体的協働事業に取り組む ■ ハローワークとの相互協力関係を一層強化し、求人・求職者情報との共有やイベントの共催などによりセンターの認知度向上に取り組む ■ 教育関係者との連携による学生・生徒、保護者への啓発や魅力発信に取り組む
市町村域等での取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護保険事業(支援)計画において「人材の確保・資質の向上」が記載され、計画的な推進が図られている中、市町村域等の圏域を意識した事業に取り組む ■ 市町村域等での事業展開においては、市町村や市町村社協との連携を強化し、社協のネットワークを活かした事業展開に取り組む
<h3 style="margin: 0;">福祉人材センターにおける5つの主要課題</h3>	
子ども福祉	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な人材の参入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材に届く新たなアプローチや働きかたの工夫 ・「介護に関する入門的研修」等の開催と情報提供の強化 ◆ ハローワーク等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な連携方法の工夫、専門相談室構築するハローワークとの連携 ◆ 学生への周知と活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンター等との関係づくり ・福祉現場からのリアルな魅力発信 ◆ 就職氷河期世代への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・雇用拡大やマッチングに向けた支援の充実 ◆ 潜在有資格者の呼び込み <ul style="list-style-type: none"> ・専門職団体等の関係団体や研修機関等との連携による見出しの促進 ◆ 情報発信の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や性別等の属性を考慮した情報ツール等、多様な手法を工夫
職業支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 魅力発信や求人活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・個別協議会等と連携し、事業者を支援することが必要 ◆ 多様な働き方への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材が働きやすい働き方がある求人や招聘体制づくりのため、研修部門や個別協議会等との連携の下、事業者への働きかけが重要 ◆ 積極的な事業所訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者との信頼関係を構築するため、積極的な事業所訪問が重要 ・労働管理等の専門的支援には、社協事業や労働定着センター等と連携し、相談支援体制構築・強化 ◆ 個別協議会等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・個別協議会等の立派な、大会・研修会等での人材センター活用に向けた積極的な広報活動 ・個別協議会等と連携し、事業者の求人活動や労働環境改善を促進
マッチング	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 丁寧なニーズ把握と調整 <ul style="list-style-type: none"> ・「顔の見えない関係づくり、求職・求人側と見えないニーズ等を丁寧に対応することが重要 ◆ 定着促進の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と対し、人財後の支援に積極的に対応することが必要 ◆ 相談支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・基金等の活用によるキャリア支援専門員の安定した継続的・配置の促進 ・ブロック経済団体の情報等によるキャリア支援専門員の資質向上 ◆ 専門的な支援を要する求職者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションとの連携による専門的な相談支援の実施 ・生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業等の活用や専門機関との連携による支援の実施
魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども、保護者等への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、自治体、学校、福祉教育所等と連携し、福祉教育や福祉体験の積極的な取組 ・保護者、教員等、周囲の大人達に対する福祉の仕事の周知・啓発 ・教育に対する介護に関する人財の研修の受講促進や、教員免許取得希望者の行動等体験の充実 ◆ 当事者からの魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者から福祉の仕事の魅力を引き出し伝えるよう、効果的な発信を工夫 ・SNSやVRなど多様な媒体を活用し、幅広い世代に向けた発信方法を工夫 ◆ 教育関係者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等との連携強化による教育現場での理解促進 ・公民館等を活用し、身近な地域での福祉・介護に関する周知・啓発
連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ プラットフォームづくり <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係者のみならず、教育関係、経済団体、自治会やPTA等、分野を越えた幅広い関係者が集い、多様な企画や活動について意思決定することが必要 ◆ 協働事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・業界として対応が求められるテーマを設定し、それぞれの組織の強みを活かした協働事業を推進 ・圏域を越える広域での取組、市町村域・日常生活圏域での取組など、様々な圏域における事業展開

福祉人材確保は、当然のことながら福祉人材センターだけで対処できるものではありません。やりがいを感じながら安定して働き続けられる職場となるよう総合的に対策を進めつつ、自治体や事業者、養成校や専門職団体他、関係者全体で社会にアピールし、福祉の事業・組織を持続可能なものとしていくことが求められています。

今回の指針を踏まえ、福祉人材センターが計画的な取り組みを展開するなかで多様な関係者との連携を図り、各県、各圏域において、福祉人材の確保・定着につながり、それにより福祉の向上が図られることが期待されています。

本指針は全社協ホームページに近日中に掲載される予定です。

【中央福祉人材センター TEL.03-3581-7801】

● 災害時福祉支援のあり方等について協議

～ 都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会

3月18日、全社協は令和元年度 第2回都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会(委員長:右京 昌久 岩手県社会福祉協議会 事務局長)を開催しました。

委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金の特例貸付について民生部より説明を行った後、各県・指定都市社協での準備状況や課題等について意見交換を行いました。委員からは、すでに問い合わせが来ていること、相当数の借入申し込みが想定されるなか受け付け体制をどう作っていくかが課題であること、償還開始時に収入が回復していない場合の償還免除についての要件が示されていないなかでの貸付開始に不安があること等の意見が出されました。



挨拶をする右京委員長

次いで、災害が多発するなか、社会福祉協議会に対し災害時福祉支援への期待が大きくなっていることを受け、都道府県・指定都市社協としての対応と課題について意見交換を行いました。委員からは受援・応援の価値観をどう共有するかが課題であり、平時から研修等を通じてコアメンバー等、各地の社協関係者の顔の見える関係づくりが重要になってきていること、またブロック派遣の長期化等に対し負担が大きいこと、さらには災害ボランティアセンター等にかかる経費に対する公的負担の確保等に向けた取り組みの重要性などについて指摘がなされました。

全社協 古都 賢一 副会長は、今回の生活福祉資金特例貸付の速やかな実施に向けて各県市の協力を依頼するとともに、全社協でも引き続き災害時福祉支援体制の確立(災害救助法改正等)に取り組んでいくこと、さらには発災時の福祉支援活動が社会福祉協議会事業の柱の一つとなってきたことを意識し、取り組んでいただきたいこと等を要請しました。



感染防止のため、間隔を広げて
委員会を開催

【政策企画部 TEL.03-3581-7889】

**● 「保育所版第三者評価基準」「高齢者福祉サービス版第三者評価基準」
「障害者・児福祉サービス版第三者評価基準」改定案をとりまとめ
～ 福祉サービスの質の向上推進委員会 常任委員会**

福祉サービスの質の向上推進委員会 常任委員会(委員長:山崎 美貴子 神奈川県立保健福祉大学顧問)は、福祉サービスの第三者評価事業で用いる保育所版、高齢者福祉サービス版、障害者・児福祉サービス版の3種類の第三者評価基準について改定案をとりまとめました。

現行の「保育所版第三者評価基準」は平成28年3月に定められたもので、厚生労働省より通知された「「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正(平成30年3月)および保育所保育指針の改定(平成30年4月)が反映されていないことから、受審する保育所や評価機関等から改定の必要性を指摘されていました。

2019年度は、保育小委員会(委員長:大方 美香 大阪総合保育大学学長)において審議を重ね、「保育所版第三者評価基準」改定案を作成してきました。その後、新型コロナウイルス感染症対策として児童部会(部会長:柏女 霊峰 淑徳大学教授)を文書審議により開催し、改定案をとりまとめ、常任委員会に提示しました。

また、「高齢者福祉サービス版第三者評価基準」は平成29年3月、「障害者・児福祉サービス版第三者評価基準」は平成29年2月に通知されたものが現行版であることから、「「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正(平成30年3月)が反映されていませんでした。

そのため、「高齢者福祉サービス版第三者評価基準」「障害者・児福祉サービス版第三者評価基準」ともに、平成30年3月の「「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正により改定された共通評価基準を反映した改定案をとりまとめ、「保育所版第三者評価基準」とあわせ、常任委員会に提示しました。

これらについての常任委員会でのとりまとめを受け、3月25日、全社協から厚生労働省に改定案を報告しました。この改定案を受け、3月31日には「高齢者福祉サービス版第三者評価基準」「障害者・児福祉サービス版第三者評価基準」の改定通知が発出されました。「保育所版第三者評価基準」についても、近日中に改定通知が発出される予定です。

【政策企画部 TEL.03-3581-7889】

● 「地域での支えあい – 障害理解への第一歩 –」 ～ 障連協、パンフレットを作成

障害関係団体連絡協議会(阿部 一彦 会長)では、平成 28・29 年度に地域での支え合いに関する研究事業を行い、報告書「地域共生社会の実現に向けて～地域での支え合いに関する課題整理～」(平成 30 年 2 月)をとりまとめました。そのなかで、住民一人ひとりに対して、同じ地域に暮らす障害のある人に関する知識の普及が十分ではなかったことが明らかとなりました。



↑ 画像をクリックすると
全社協ホームページ
にジャンプします。

この研究報告を踏まえ、構成団体の協力のもと、さまざまな障害の特徴や、障害のある人が日々の生活のなかで「困っていること」、「こんな助けがあるとよいと思うこと」を整理し、多くの人に周知啓発するために本パンフレットを作成しました。

本パンフレットが全国各地の自治体や関係機関に共有され、多くの人びとに届き、障害のある人が地域における支え合いのなかで共に生き、生きがいや社会的役割をもち、共生社会のなかでより豊かな生活を営むことができるための一助となることが期待されます。

本パンフレットは、以下の全社協ホームページからダウンロードできます。

https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/2020323_shourenkyo.html

【高年・障害福祉部 TEL.03-3581-6502】

● 福祉現場への ICT 導入とは「組織運営のあり方と仕事のやり方を変えること」～ 全国経営協「ICT 活用勉強会」の開催

3月6日、全国社会福祉法人経営者協議会(磯 彰格 会長/以下、全国経営協)は協議員を対象とした研修として、「ICT 活用勉強会」を開催しました。

勉強会では、ICT 機器等に関する評価の手法について、株式会社ヤマグチ 代表取締役の山口 純 氏から説明が行われるとともに、記録ソフト系を扱う企業4社からの製品説明等を通して、福祉分野における ICT 機器導入にあたっての考え方を学びました。

とくに山口氏からは、福祉現場における ICT の活用は、業務改善や生産性向上の一つの手段・道具にすぎず、組織運営のあり方と仕事のやり方を変えること、さらには道具である ICT 機器をどのように使いこなすかが重要であると教示がありました。

さらに、導入にあたっては多角的な視点からの検討が必要であるとし、デンマークの機器評価に用いられている「ATAT(Assistive Technology Assessment Tool)」の解説がありました。

ATAT とは、「業務改善案」に対して、「職員」「利用者」「お金・時間」にどのようなメリット・デメリットがあるのかを検討し、影響を受けるすべての要素が満足のいく結果となるかどうかを検証する手法のことを言い、例えばフロアセンサーの導入にあたっては、少なくとも以下の事項について事前の検討が必要であるとしました。

例) フロアセンサーの導入

利用者の居室全体にセンサー内蔵のマットを敷き、センサーマット上に体重がかかる
と検知して、支援者に情報が送られる機器。離床時刻や転倒時の発報、マット上での利用者の体位状況や歩幅などが把握できる機器。



図は山口氏の発表資料より抜粋

ICT 導入に限らず、日々の業務改善は ATAT の考え方をもとに検討することができ、その検討の方法を理解していないと適切な業務改善には結びつかないとなりました。ICT の導入は、現場のスタッフに大きな影響を与えるからこそ、導入前に検証を繰り返し、法人全体で考え方を醸成していくことが重要であるとなりました。

全国経営協では、本年度において働き方改革への対応を契機とした生産性向上を図るための ICT 化に資するノウハウ、ツールの開発に向けた研究、情報提供を行うこととしています。

【国立研究開発法人産業技術総合研究所】「ATAT 福祉機器評価手法 Ver.1.0」

https://unit.aist.go.jp/harc/arrt/ATAT_eval_ver_1_0.pdf

【全国社会福祉法人経営者協議会】

<https://www.keieikyo.com/>

↑ URL をクリックすると全国社会福祉法人経営者協議会のホームページにジャンプします。

● 全社協役職員人事異動

2020(令和)年度の事務局長、部長・センター長の体制は下記のとおりです。

＜2020年度 全社協 事務局長、部・センター長等名簿＞

職 名	氏 名	備 考
事務局長	松 島 紀 由	兼任
総務部長	池 上 実	
総務部内部監査官	佐 川 英 雄	
経理部長	池 上 実	
政策企画部長	加 藤 英 三	
地域福祉部長兼全国ボランティア・市民活動振興センター長	高 橋 良 太	
民生部長	佐 甲 学	
法人振興部長	鈴 木 史 郎	
高年・障害福祉部長	熊 坂 淳	
児童福祉部長	岩 崎 香 子	
国際部長	佐々木 靖典	
出版部長	佐 川 良 江	
中央福祉人材センター長	村 上 洋 二	
中央福祉学院事務長	小 嶋 康 裕	

【総務部 TEL.03-3581-7820】

社会保障・福祉政策情報

詳細につきましては、全社協・政策委員会サイト内「社会保障・福祉政策の動向と対応」をご覧ください。

<http://zseisaku.net/>

※ 政策の動きや審議会等の会議情報、厚生労働省新着情報等をお知らせします。

■ 【厚労省】第 176 回 社会保障審議会介護給付費分科会【3月 16 日】

令和 3 年度介護報酬改定に向け、「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和元年度 12 月 27 日)や「認知症施策推進大綱」(令和元年度 6 月 18 日)等を踏まえて地域包括ケアシステムの推進に向けた協議を実施。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10184.html

■ 【厚労省】成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書【3月 17 日】

基本計画(平成 29 年 3 月決定)における各施策について、令和元年 5 月に設定したKPI(重要成果指標)も踏まえ、中間年度に当たる令和元年度における施策の進捗状況を明らかにするとともに、個別の課題を整理し今後の対応に関する方向性を示した。とくに地域連携ネットワークづくりにおいて社協等の役割が期待されている。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212875.html>

■ 【厚労省】第 1 回 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会【3月 18 日】

重層的な連携支援体制構築のさらなる促進に資することを目的に、保健・医療・福祉関係者による検討を行うこととした。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seishinhoukatukentoukai_00001.html

■ 【内閣府】防災ボランティア活動の三者連携・協働に関する検討会 (第 2 回)【3月 24 日】

令和元年度における防災ボランティア活動や、多様な主体による連携促進事業実施結果の報告が行われた。また、都道府県域において三者連携体制を構築・強化するためのガイドライン案、令和 2 年度の三者連携推進事業実施計画案が示された。

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/meeting/20200324/index.html>

■ 【厚労省】「障害者雇用分科会における 2019 年度目標の中間評価について(案)」意見募集【3月 24 日】

障害者雇用施策の達成状況を踏まえた同分科会による中間的な評価結果および今後の方針に関する意見募集(4 月 6 日まで)。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190484&Mode=0>

■ 【内閣府】「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書【3月25日】

各都道府県設置のワンストップ支援センターの相談態様や支援体制の状況、課題等に関するアンケート調査結果。あわせて調査結果やその分析を踏まえ、今後の展望を提言している。

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_top.html

■ 【内閣府】第5回 企業主導型保育事業点検・評価委員会【3月26日】

実施機関として決定した公益財団法人児童育成協会における企画、助成、指導・監査等各部門の事業実施に必要な人材確保などの体制整備工程案や、保育の質の確保、不正受給の防止、資金計画に配慮した企業主導型保育事業審査基準案が報告された。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/etc.html>

■ 【経産省】日本認知症官民協議会 認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ 中間とりまとめ報告書【3月27日】

生活を支える広範な産業（金融、住まい、食等）と公的機関・医療・福祉・当事者関係者等が連携して行った、当事者や支え手の課題・ニーズに応える製品、サービス等の創出等に向けた検討に関する中間とりまとめ。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ninchisho_wg/20200327_report.html



詳細につきましては、出版部ホームページをご覧ください。

<https://www.fukushinohon.gr.jp/>

全社協の新刊図書・月刊誌

出版部で発売している図書や月刊誌の特集をご案内いたします。いずれの書籍も読者の関心が高いテーマや重要な課題をとりあげていますので、関係者への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

<月刊誌>

●『ふれあいケア』2020年4月号

特集：「自立支援」の今

介護保険法において「利用者の自立支援」とは、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする」と明記されています。そのためには要介護高齢者の尊厳を守り、生活を支えるケアを行う必要があります。

本特集では、重度の要介護や認知症状が進んだ高齢者が充実した暮らしを送るために、介護職員に何が求められているのかを探ります。そして、介護現場で行われているケアを検証し、「自立支援」の今について考察します。



↑画像をクリックすると図書購入ページにジャンプします。

○介護保険制度における自立支援に資するサービスの評価

2021年度介護報酬改定の行方と新たな「地域を単位とするサービス」の評価

筒井 孝子(兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授)

○感情に働きかけるケア 認知症の人の自立支援

里村 佳子(広島県・社会福祉法人 呉ハレルヤ会 理事長)

【実践レポート1】滝ノ水式自立支援介護の取り組み

奥村 弥生(愛知県・社会福祉法人 なごや福祉施設協会)

特別養護老人ホーム なごやかハウス滝ノ水 介護主任)

【実践レポート2】小規模多機能型居宅介護における自立支援

あたりまえのことを、あたりまえに

関澤 亜樹(東京都・社会福祉法人 芳洋会 小規模多機能型居宅介護施設)

サンライズ鉄心坊 管理者/サンライズひのでだんち ケアマネジャー)

【実践レポート3】自立について 訪問介護事業所の取り組み

星 和恵(神奈川県・医療法人社団 哺育会 訪問介護事業所 菜のはな 管理者)

(3月19日発売 定価本体971円税別)

●『生活と福祉』2020年3月号

特集1：令和元年度「全国厚生労働関係部局長会議」から

特集2：日常生活支援住居施設の創設について

本号の特集は、1月17日に開催された令和元年度 全国厚生労働関係部局長会議から、「開催挨拶」「社会・援護局」「障害保健福祉部」の行政説明の要旨について掲載しています。また、特集2では、本年4月1日にスタートする日常生活支援住居施設について解説します。

【好評連載】

- ケースワーカーの視点で考える生活保護(第10回)
「敷金等の支給とCWの支援」



↑画像をクリックすると図書購入ページにジャンプします。

(3月19日発売 定価本体386円税別)

<図書>

●『最新 保育士養成講座』第6巻 子どもの発達理解と援助
(総括編纂委員会 編/B5判)

新たな保育士養成課程の「保育の心理学」「子ども家庭支援の心理学」「子ども理解と援助」の科目を網羅し、保育を展開するために欠かせない心理学の知識と発達の基本原理を学ぶテキスト。保育士試験科目の「保育の心理学」に対応。

(3月発行 定価本体1,900円税別)



↑画像をクリックすると図書購入ページにジャンプします。

●『社会福祉学習双書 2020』

(『社会福祉学習双書』編集委員会 編/B5判)

第2巻 社会福祉概論Ⅱ

－福祉行財政と福祉計画 福祉サービスの組織と経営

福祉行政の実施体制や福祉計画の目的や考え方、現在の福祉サービスの組織と経営について解説。ソーシャルワークを行う際に必要な社会福祉関係法の構造や福祉サービスの理念等についても解説しています。



←画像をクリックするとシリーズ購入ページにジャンプします。

(3月発行 定価本体2,400円税別)

第4巻 障害者福祉論

障害の概念、障害者福祉の基本理念、基本的な法律や関連する法律の概要などを解説。障害者総合支援法関連施策、サービス体制、援助活動の実際等について解説しています。

(3月発行 定価本体 2,200円税別)



← 画像をクリックするとシリーズ購入ページにジャンプします。

第9巻 社会福祉援助技術論Ⅰ

－相談援助の基盤と専門職 相談援助の理論と方法

相談援助の意義や発展過程、基本概念、専門職の役割等について解説。ソーシャルワークのさまざまな理論や技法を具体的な例をもとに紹介しています。

(3月発行 定価本体 2,400円税別)



第10巻 社会福祉援助技術論Ⅱ

－相談援助の理論と方法 就労支援サービス

相談援助の展開、ソーシャルワーク実践、方法について具体的に解説。また、就労支援制度の概要を生活困窮者等への支援、障害者雇用等についても解説しています。

(3月発行 定価本体 2,400円税別)



第13巻 法学 －権利擁護と成年後見制度／更生保護制度

社会生活や福祉との関連において憲法、民法(成年後見制度を含む)、行政法について解説。成年後見制度や権利擁護、更生保護制度等の概要についても、法の役割やしきみとともに紹介しています。

(3月発行 定価本体 2,200円税別)



【出版部 TEL.03-3581-9511】

<レポート送付先>

本レポートは、報道関係者、都道府県・指定都市社協、種別協議会等協議員、政策委員会委員、本会理事・評議員の方がたにお送りしています。